

平成30年度 第2回著作権研究会

「肖像権を学ぼう」

～街の写真から人が消える前に～

個人情報保護法の改正以降、肖像権に対する無知と誤解も相まって、無断で撮影ただけで犯罪者扱いされるような過剰反応も増加し、写真コンテストの応募作品から人物写真が激減し、「スナップ写真受難の時代」とも言われるようになってしまいました。また、カメラを持って街に出ると敷地内撮影禁止という規制が多々有り、「自由に撮影できるのは、空だけ」という状況も増えているとききます。たとえ撮影はできたとしても、発表に際しては肖像権に関するトラブルの責任は撮影者がすべて負うという誓約書に同意を求められるのが一般的になってきました。

今回の著作権研究会では、文化庁著作権課著作権調査官、著作権審議会専門委員等を歴任し、日本肖像権協会理事でもある法学者の大家重夫氏をお招きし、肖像権を含めて、写真撮影に際しての諸々の規制が、本当に必要なものなのか、あらためて考える機会としました。

(著作権委員会)

主 催：公益社団法人日本写真家協会 著作権委員会
日 時：2018年10月31日(水) 14:00～16:00(受付13:30～)
会 場：JCHビル6F会議室
東京都千代田区一番町25番地
・東京メトロ◎半蔵門線半蔵門駅下車 4番出入口より徒歩3分
講 師：大家 重夫(久留米大学名誉教授、特定非営利活動法人 日本肖像権協会理事)
定 員：80名(申込先着順)
参加費：無料
申 込 先：Fax またはお申込みフォームで
申込期限：2018年10月29日(月)まで

Fax: 03-3265-7460

申込フォーム: <http://www.jps.gr.jp/20181031/>

氏名 e-mail

連絡先 〒

電話 - Fax -

職業・所属団体・勤務先・学校名

*ご記入いただいた個人情報は、当研究会と次回開催等のご案内の目的のために使用させていただきます。

公益社団法人 **日本写真家協会**

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 JCHビル 303 TEL-3265-7451